

水道使用料及び農業集落排水施設使用料の
改定について

答 申 書

令和7年11月21日

令和 7年 11月 21日

只見町長 渡部 勇夫 様

只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会
会長 小沼 一弘

水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について(答申)

令和7年8月27日付け7町第184号で諮問のありました標記の件につきまして、3回にわたり検討を重ねた結果、下記のとおり答申します。

1 水道事業について

(1)現状

水道事業については、令和2年4月1日に使用料の改定がなされ、基本料金を月額100円、超過料金を1m³あたり30円値上げし、現在に至っている。

これまで電気契約の見直しや通信機器の更新など経費削減の努力をされてきているが、近年の物価上昇や世帯減少等の社会情勢の変化により、令和6年度の単年度収支としては△11,552千円となっており、水道使用料のみで運営経費を賄うことができない状況となっている。

これまで保有されていた基金についても公営企業会計への移行に伴い普通預金に移行されているが、令和6年度末残高で19,018千円となっており、現状の経営状況では今後の運営に支障をきたすことが予想される。

また、社会情勢についてもさらなる物価上昇や人口減少が見込まれ、将来的な施設の維持費や施設等の更新も必要とされることから水道料金の値上げについてやむを得ないとの結論に至った。

(2)水道使用料改定について

只見町の水道使用料は、近隣町村と比較すると最も安価であり、町民に対しこれまで優良なサービスを提供してきたことがうかがえる。

この様な中、令和6年度の収支及び令和7年度以降の予想収支を踏まえ、今後の物価高騰による維持管理経費の増や世帯減少、施設の更新費用などの要因を考慮し、使用料の改定について以下の(案)とする。

項目	現 行	改 定 案	差 額	倍 率
基本料金	1,200 円/月	1,700 円/月	500 円/月	1.42 倍
超過料金	150 円/m ³	200 円/m ³	50 円/m ³	1.34 倍

※令和6年度実質決算を参考とした令和7年度の経常的運営収支想定額のマイナスを補い、将来施設維持率の標準値である3%、令和元年から令和6年までの世帯減少率平均値2.75%、2020年基準2025年4月期の消費者物価指数による想定将来物価上昇率の5年間平均値7.5%を考慮した料金水準

大幅な値上げとなるが、社会情勢等の変化に伴う要因が大きいためやむを得ないものと考えられる。しかしながら、今回の値上げを実施しても、近隣7町村の中で最も安価な料金となっている。

ただし、今後も人口減少や物価上昇などの大きな社会情勢の変化が予想されることから約5年後を目途に審議会を開催し経営状況の確認と適正な料金水準を模索するなど広く意見を求めて安定した経営を図っていただきたい。

(3)水道使用料の改定時期について

今回の料金改定の時期については、前回よりも大幅な値上げとなるため使用者に対して十分な周知期間、周知機会及び移行期間を確保する必要がある。

よって、冬期間における暫定使用料清算後の令和8年11月検針分からの適用が適切と考える。

なお、一時的に財源不足となる場合などがあれば、町からの支援をお願いするなど経営支援については十分に検討していただきたい。

(4)使用料の納付回数の変更について

水道使用料については現在4期での支払いとなっている。今回の値上げにより1期分の支払い金額がさらに増額となり、納付が難しくなる事例が予想され、滞納者が増える恐れがある。

滞納者の増加は経営状況の悪化に直結するため、支払いの容易さを向上させるため、将来的に支払い回数の変更を検討されたい。

(5)水道施設耐震化工事の早期推進について

現在老朽配管の耐震化(布設替え)工事について鋭意進められているとのことであるが、引き続き早期に実施していただき、水道管破裂などを防ぎ、安定的な水道水の供給を図るとともに漏水防止による経費の削減を進めていただきたい。

2 農業集落排水事業について

(1)現状

平成 18 年から事業を本格的に開始され、以降平成 22 年に使用料を改定し、現在に至っており、15 年間にわたり料金の改定がされていない状態となっている。

令和元年度から取り組まれた明和地区の集落排水機能強化事業などにより経費削減を図られ、経営努力をされていることが見受けられる。

しかし、水道事業と同様に物価上昇や世帯減少等の社会情勢により経費の増加が見受けられ、経営を圧迫している。

令和 6 年度の単年度収支としては消費税の還付金が発生しプラスとなっているが、令和 7 年度以降の予想収支としては△8,855千円であり、下水道使用料のみでは経費を賄うことができない運営状況となっており、集落排水施設使用料についても値上げはやむを得ないとの結論に達した。

(2)農業集落排水施設使用料の改定について

近隣町村の使用料と比較すると、7町村中3番目に安価な水準であり、明和地区の集落排水機能強化事業などにより経営改善に努められた経緯も見受けられるが、この度、令和6年度の収支及び令和7年度以降の予想収支を踏まえ、使用料の改定について以下の(案)とする。

項目	現 行	改 定 案	差 額	倍 率
基本料金	2,200 円/月	2,500 円/月	300 円/月	1.14 倍
超過料金	220 円/m ³	250 円/m ³	30 円/m ³	1.14 倍

※令和 6 年度実質決算を参考とした令和 7 年度以降の経常的運営収支想定額のマイナスを補い損益分岐点を確保した料金水準

将来的な設備更新費用や物価上昇、世帯減少なども考慮した料金水準が好ましいが、基金から移行した額を含む令和6年度末の会計残高 81,058 千円を有し、また水道使用料に比べるとすでに高額感があることから、令和 7 年度以降の想定経常的運営収支の損益分岐点を確保できる水準とした。

比較的大幅な値上げとなるが、社会情勢等の変化に伴う要因が大きいためやむを得ないものと考えられる。以上の値上げを実施しても、近隣7町村では3番目に安価な水準は保たれる。

ただし、水道事業と同様に今後も人口減少や物価上昇などの大きな社会情勢の変化が予想されることから約5年後を目途に審議会を開催し、経営状況の確認と適正な料金水準を模索するなど広く意見を求めて安定した経営を図っていただきたい。

(3) 使用料の改定時期について

水道使用料と同様に使用者に対して十分な周知期間、周知機会及び移行期間を確保する必要がある。よって、冬期間における暫定使用料清算後の令和8年11月検針分からの適用が適切と考える。

以上、両事業について答申するが、引き続き経費の削減に取り組み、適正に運営を行い生活基盤の安定に努められたい。

【付属資料】

- 1、只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会委員名簿
- 2、審議会開催状況

令和7年度水道事業及び農業集落排水事業運営審議会委員名簿

所 属 等	氏 名	備 考
只見地区区長連絡会会长長	小沼 一弘	有識者
朝日地区区長連絡会会长長	吉津 榮一	有識者
明和地区区長連絡会	飯塚 孝之	有識者
只見町商工会長	目黒 長一郎	有識者
東邦銀行株式会社 只見支店 支店長	佐藤 健一 佐々木 貴司	有識者
只見婦人会長	菅家 貞子	使用者
朝日婦人会長	星 悅美	使用者
明和婦人会長	五十嵐 恵子	使用者
株式会社会津工場	横田 雄司	使用者
有限会社三石屋	大竹 健一	使用者

※東邦銀行株式会社只見支店長は佐藤健一氏が10月末まで、11月1日より佐々木貴司氏に委員を引き受けていただいた

令和 7 年度只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会開催状況

区分	開催日時等	審議内容等
第1回	令和 7 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">・変遷と料金単価等の推移について・事業の現状と課題について・今後の方針や計画について
第2回	令和 7 年 9 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・料金の改定案について・答申内容について
第3回	令和 7 年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none">・答申案について
答申	令和 7 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none">・答申書の提出